中央防災会議専門調査会運営要領

中央防災会議

(調査会の運営)

第1 災害対策基本法施行令第4条第1項の規定に基づき中央防災会議の議決により設置 される専門調査会(以下「調査会」という。)の運営については、調査会に関する災害 対策基本法施行令の規定によるもののほか、この要領によるものとする。

(調査会の座長)

第2 調査会に座長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

(調査会の招集)

第3 調査会は、座長が必要と認めるとき、これを招集するものとする。

(委員の欠席)

- 第4 調査会に属する委員又は専門委員(以下「調査会委員」という。)が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。
 - 2 調査会を欠席する調査会委員は、座長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

- 第5 調査会は、座長又は第8に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、調査会 委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。
 - 2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

3 座長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

(議事要旨)

第6 座長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第7 座長は、当該調査会議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後に これを公表する。

(座長代理)

第8 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

(中央防災会議への報告)

第9 座長は、調査会が調査を終了したとき、又は調査途中において報告を行う必要を認めたときは、当該調査に係る内容を中央防災会議に報告するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に 諮って定める。